

2022年5月30日 全5頁

有価証券報告書などの開示拡充の方向性が示される

有報開示拡充が図られる一方、四半期開示は決算短信に一本化か

金融調査部 研究員 藤野大輝

[要約]

- 2022年5月23日、金融庁金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ（2021年度）（以下、DWG）の第9回で、「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（案）」（以下、DWG報告（案））が示され、大筋で合意が得られた。
- 企業のサステナビリティ情報の開示、取締役会・委員会等の活動状況などのコーポレートガバナンスに関する開示、「重要な契約」に関する開示をそれぞれ拡充するほか、四半期開示に関して、四半期報告書と四半期決算短信を、四半期決算短信に「一本化」する方向性が示されている。
- 今後、最終的なとりまとめが行われ、6月頃に報告が公表されるものと予想される。現時点では具体的な開示拡充の時期は示されておらず、四半期開示の「一本化」についてもさらなる議論が行われていくものと思われる。企業は開示が拡充されると考えられる部分については適用に備えつつ、今後の議論などの動向についても注視を続けていく必要があるだろう。

1. 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（案）

2022年5月23日、金融庁金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ（2021年度）（以下、DWG）の第9回が開催された。当会合では第1回から議論されていた企業情報の開示のあり方について、検討の結果をとりまとめた「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（案）」（以下、DWG報告（案））が示され、これについて大筋で合意が得られた。

DWG報告（案）の概要は図表1の通りである。

図表 1 DWG 報告 (案) の概要

サステナビリティ情報の開示	サステナビリティ全般	<ul style="list-style-type: none"> 有価証券報告書にサステナビリティ情報の「記載欄」を新設すべき TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)のフレームワークを参考に企業のサステナビリティに関する「ガバナンス」、「リスク管理」は<u>全ての企業が開示</u> 「戦略」と「指標と目標」は各企業が重要性を判断して開示 具体的な開示内容は SSBJ(サステナビリティ基準委員会)において今後速やかに検討すべき 「記載欄」へのサステナビリティ情報の記載について、必要に応じて任意開示書類に記載した詳細情報を参照することが考えられる
	気候変動	<ul style="list-style-type: none"> 企業が、業態や経営環境等を踏まえ、気候変動対応が重要であると判断する場合、上記記載欄の「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」の枠で開示することとすべき <u>温室効果ガス(GHG)排出量については、ただちに開示項目とするのではなく、各企業の業態や経営環境等を踏まえた重要性の判断を前提とした開示項目とすることが適切</u>
	人的資本・多様性	<ul style="list-style-type: none"> 中長期的な企業価値向上における人材戦略の重要性を踏まえた「人材育成方針」(多様性の確保を含む)や「社内環境整備方針」を、有価証券報告書のサステナビリティ情報の「記載欄」の「戦略」の枠の開示項目とすべき 各企業の事情に応じて、上記方針と整合的で測定可能な指標(インプット、アウトカム等)の設定、その目標、進捗状況について、「記載欄」の「指標と目標」の枠の開示項目とすべき 女性管理職比率、男性の育児休業取得率、男女間賃金格差について、中長期的な企業価値判断に必要な項目として、有価証券報告書の「従業員の状況」の中の開示項目とすべき
コーポレートガバナンスに関する開示	取締役会、指名委員会・報酬委員会	<ul style="list-style-type: none"> 有価証券報告書に取締役会、委員会等の活動状況の「記載欄」を新設すべき 「記載欄」では、まずは「開催頻度」、「主な検討事項」、「個々の構成員の出席状況」を開示すべき 詳細な情報については、コーポレート・ガバナンス報告書や任意開示書類を参照することも有用
	監査の信頼性確保	<ul style="list-style-type: none"> 有価証券報告書で「監査役又は監査委員会・監査等委員会の委員長の視点による監査の状況の認識と監査役会等の活動状況等の説明」、「KAM についての監査役等の検討内容」を開示することが望ましい 有価証券報告書で「デュアルレポーティングラインの有無を含む内部監査の実効性の説明」を開示すべき
	政策保有株式	<ul style="list-style-type: none"> 有価証券報告書で「政策保有株式の発行会社と業務提携等を行っている場合の説明」を開示すべき
四半期開示など	四半期開示	<ul style="list-style-type: none"> 四半期報告書、四半期決算短信について、<u>上場企業に係る法令上の四半期開示義務(第1・第3四半期)を廃止し、取引所の規則に基づく四半期決算短信に「一本化」することが適切</u> 一本化を進める上での各種課題(全部又は一部の上場企業を対象とした四半期決算短信の義務付けの有無、開示内容、エンフォースメント、レビューの必要性等)については引き続き DWG で議論を深めていく

四半期開示 など	適時開示	<ul style="list-style-type: none"> 取引所において適時開示の促進を検討すべき 適時開示のエンフォースメントのあり方についても整理することを期待
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 株主総会前に有価証券報告書を提出するといった取組みを期待 決算情報を含む重要情報の公表タイミングについて、社内手続きなどを了したタイミングで速やかに開示することを促す取組みを進めるべき
「重要な 契約」の 開示	企業・株主 間のガバ ナンスに 関する 合意	<ul style="list-style-type: none"> 少なくとも「役員候補者指名権等の合意」、「議決権行使内容を拘束する合意」、「事前承諾事項等に関する合意」を含む重要な契約が締結されている場合、以下のような契約内容等の開示が求められることを明確化すべき <ul style="list-style-type: none"> 契約の概要（締結日、契約当事者、契約の主要項目、当該合意の具体的内容） 合意の目的 当該契約の締結に関する社内ガバナンス（特に、取締役会における検討内容） 企業のガバナンスに与える影響（影響を与えないと考える場合には、その理由）
	企業・株主 間の株主 保有株式 の処分・買 増し等に 関する 合意	<ul style="list-style-type: none"> 少なくとも「保有株式の譲渡等の禁止・制限の合意」、「保有株式の買増しの禁止に関する合意」、「株式の保有比率の維持の合意」、「契約解消時の保有株式の売渡請求の合意」を含む重要な契約が締結されている場合、以下のような契約内容等の開示が求められることを明確化すべき <ul style="list-style-type: none"> 契約の概要（締結日、契約当事者、契約の主要項目、当該合意の具体的内容） 合意の目的 当該契約の締結に関する社内ガバナンス（特に、取締役会における検討内容）
	ローンと社 債に付さ れる財務 上の特約	<ul style="list-style-type: none"> 特に重要性が高いと見込まれる財務上の特約について、「重要な契約」として開示されることが適切 例えば、ローンの契約額や社債の発行額、残高が、自社の純資産額の一定比率以上である場合に臨時報告書、有価証券報告書で以下の事項を開示することとし、重要な変更・解約や基準への抵触があった場合には、その内容を臨時報告書において開示することとすべき <ul style="list-style-type: none"> 融資借入契約又は社債等の概要 財務上の特約の概要（トリガー基準、抵触時の効果、担保の内容等）
英文開示	開示への 期待	<ul style="list-style-type: none"> まずは「事業等のリスク」、「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」、「コーポレート・ガバナンスの概要」、「株式の保有状況」など、<u>利用ニーズの高い項目について英文開示を行うことが重要</u> 新たに「記載欄」を設けるサステナビリティ情報についても英文開示が期待される
	EDINET	<ul style="list-style-type: none"> 上記項目を英訳した企業についても EDINET で一覧として公表すべき
有報と CG 報告書の 記載事項の関係		<ul style="list-style-type: none"> 有価証券報告書とコーポレート・ガバナンス報告書の記載事項の内容の重複について、両者の特徴等を踏まえて整理することが考えられる

(注) 下線は筆者によるもの。

(出所) 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」(第9回)「資料1 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告(案)」より大和総研作成

DWG 報告（案）の注目点としては次のようなものが挙げられる。

まず、企業のサステナビリティ情報の開示を拡充すべく、新たに有価証券報告書にサステナビリティ情報の記載欄を新設すべきとされている。ここでは、気候変動に関するリスク・機会に係る情報を開示する上で企業に広く利用されているTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）のフレームワークを参考に、サステナビリティに関する「ガバナンス」、「リスク管理」について、全ての企業に対して開示を求めている。一方、「戦略」、「指標と目標」については、企業が重要性を判断して開示することが想定されている。

この記載欄に沿って、企業は気候変動や人的資本などに関する情報も開示していくこととなるだろう。GHG 排出量については、ただちに開示項目とするのではなく、重要性の判断を前提とした開示項目とすることが提案されていることもポイントである。この点については、数名の委員から、GHG 排出量は開示項目とするべきではないかという意見がみられる。

開示の拡充という意味では、コーポレートガバナンスに関する開示として、有価証券報告書で取締役会、委員会等の活動状況の開示を新たに求めるべきとされているほか、監査役または監査委員会・監査等委員会の委員長の視点による監査の状況の認識、監査役会等の活動状況、KAM についての監査役等の検討内容や内部監査に係る情報の開示をより充実させることについて言及されている。

また、「重要な契約」の開示が不十分である現状に鑑み、「企業・株主間のガバナンスに関する合意」、「企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意」についてそれぞれ開示の概要や合意の目的、ガバナンスなどについて開示を求めることを提案している。さらに、「ローンと社債に付される財務上の特約」（コベナンツ）について、その概要を有価証券報告書などで開示を求めるべきとしている点も注目される。

開示の拡充に加えて、もう一つの重要な注目点が、「四半期開示」である。岸田首相の四半期開示を見直すという趣旨の発言を受け、DWG で四半期開示のあり方に関する検討が改めて行われた。DWG の議論の中で、四半期開示の有用性、海外投資家からの評価、短期主義との関係性など様々な論点について検討が行われ、DWG 報告（案）ではコスト削減や開示の効率化のため、四半期報告書と四半期決算短信を、四半期決算短信に「一本化」することが適当であると示された。

四半期報告ではなく、四半期決算短信に「一本化」することが適当とされた背景には、四半期決算短信が、四半期報告より開示のタイミングが早く、投資家に広く利用されており、かつ、「『正確性の担保』という点からは、四半期報告書の形でなくても、代替的な手法（例えば、四半期決算短信を臨時報告書として開示することにより担保する方策等）により確保することも考えられる」という指摘があったことなどがあるとされている。

ただし、四半期決算短信への「一本化」については様々な論点、課題が残っており、今後も DWG で議論が深められていくこととなるだろう。論点、課題としては、全部又は一部の上場企業を対象とした四半期決算短信の義務付けの有無、四半期決算短信の開示内容、四半期決算短信の虚偽記載に対するエンフォースメントの手段、四半期決算短信への監査法人によるレビューの必要性、

四半期報告書廃止後に上場会社が第 2 四半期に提出する半期報告書をどう考えるか、などが挙げられている。

2. 今後の展望

今回公表された DWG 報告（案）について、委員から大筋では合意が得られ、6 月頃に最終的な報告が公表されるものと予想される。この報告に基づいて、今後、開示の拡充が行われることとなるだろう。

DWG 報告（案）では、当報告を踏まえて「金融庁等において早急に制度整備等を行うことを期待する」とされている。一部の委員、オブザーバーからは今後のサステナビリティ情報の開示や四半期開示に関するスケジュール感について、ロードマップを作ることが必要ではないかという意見もみられるが、現時点では具体的な開示拡充時期は示されていない。

サステナビリティ情報の開示やコーポレートガバナンスに関する開示、「重要な契約」に関する開示といった有価証券報告書の開示拡充は、「企業内容等の開示に関する内閣府令」（開示府令）の改正に基づいて行われるものと想定される。そのため、開示企業の負担も踏まえた上で、開示府令の改正や適用時期が検討されていくと考えられる。なお、前回のディスクロージャーワーキング・グループ（2017 年度）では、2018 年 6 月に報告が公表され、これに基づいて 2019 年 1 月に開示府令が改正、同年 3 月末から一部適用が開始された。仮に同じペースで改正、適用が進むのであれば、2023 年からの適用も考えられる。

ただし、DWG 報告（案）について大筋では合意されたものの、意見が分かれている部分や不明確な部分もあることには注意が必要である。例えばサステナビリティ情報の開示については、先述の通り、GHG 排出量については開示を義務とすべきではないかという意見もみられるほか、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」について具体的にどのような開示項目を求めるのかは現時点では不明瞭である。国際的なサステナビリティ情報開示基準の策定を進める ISSB（国際サステナビリティ基準審議会）の動向も踏まえ、わが国の SSBJ（サステナビリティ基準委員会）で検討が進められていくものと考えられる。

また、四半期開示については、全部又は一部の上場企業を対象とした四半期決算短信の義務付けの有無、開示内容、エンフォースメント、レビュー、半期報告書など、様々な論点、課題が残っており、委員の意見も分かれているようにみられる。

企業としては、DWG 報告（案）を踏まえて、開示が拡充されると考えられる部分については適用に備えつつ、今後の議論などの動向についても注視を続けていく必要があるだろう。